熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年12月4日(火) 県庁本館5階審議会室					
出席委員氏名 ※50音順	秋野 裕子 (公財)地方経済総合研究所 主任研究員) 天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 准教授) 柿本 竜治 (熊本大学院先端科学研究部 教授) 原島 良成 (熊本大学院法曹養成研究科 准教授)					
審議対象期間	平成30年7月1日 ~ 平成30年9月30日					
抽出案件	総件数 5件	(備考)				
一般競争入札	O 件	- CMB - 37				
条件付一般競争入札	2件					
指名競争入札	2件	-				
随意契約	1件					
談合情報	O件					
	意見・質問	回答				
委員からの意見・質問、それに対する回 答 別紙のとおり		別紙のとおり				
問、それに対する回	別紙のとおり	別紙のとおり				

意見・質問

回答

□ 会議の公開・非公開(一部)の決定

○熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会 は公開・非公開を決定するものとする」とあり、 今回も議事の公開・非公開について、事務局から 提案があっている。

(事務局の提案)

○委員会で行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事(3)抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該争するため、また、「議事(4)委員間の意見交換して、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。

「議事(3)抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事(4)委員間の意見交換」を非公開とすることについて 〇異議なし。

〇「「議事(3)抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事(4)委員間の意見交換」については非公開と決定

2 入札及び契約手続の運用状況の報告 【H28~30年度第2四半期までの熊本県発 注工事の入札結果の推移(資料1)】

〇地域振興局別に落札率の説明があったが、落札率は昨年度と比べると概ね低下傾向にある。その中で、宇城と玉名と菊池が上がっている。宇城だけが件数が下がっているのに落札率が上がっている。こういった原因はどこにあるのか。

〇件数が少なくなると落札率が下がってくるという感じ。ただ、宇城だけが違う傾向にある。この 辺も注視していきたい。 (報道関係者入室)

(事務局) 別添資料1~4を報告

〇確かに宇城の件数は下がっているのに落札率が 若干上がっている状況。その理由について、これ と言った理由を分析することは難しい。

回答

【H30年度入札不調等の発生状況について (資料2)】

〇棒グラフを見て思ったのだが、今年度は工事の 入札件数がきれいに右肩上がりである。

昨年度は6月に件数が少し多くなり、秋口に向けて減少しているのが通常なのか。

これから先件数が増えると思うが、特に3月の 異常な入札件数の多さは、色んなことからやむを 得ないところはあると思うが、平準化したほうが 次の年度には良いと思う。

今年度の全体の見通しについて何かあればお聞 かせいただきたい。 〇平成29年度が震災関係工事のピークであった ので、震災の復旧工事の割合がこの時期は多かった。

平成30年度は震災関係工事のピークが過ぎたこともあり、通常の工事と混在している状況。例年4~6月は工事の発注は少なく、後半に向けて増えていくようなパターンが多い。

平成28年と29年の3月の入札件数は平常と 比べても相当多い状況である。

今年度は、右肩上がりであがりつつも3月はこの2年と比べ少し緩和されるのではないかとは考えている。

また、平準化というのがこれから重要になって くる。今までは震災関係工事の発注で平準化を考 える余裕がなかったが、来年度以降は、業者が年 間通してある程度工事が施工できるようしていく 必要がある。平準化率という国交省の指標を用い て、平準化の確認をしていきたい。

それと、今、補正予算のニュースが取沙汰されている。それを加えると、後半は、補正予算の状況によりかなり変わってくると思われるので補足しておきたい。

【入札契約方式別発注工事一覧(資料3)】

〇特になし。

【指名停止の運用状況一覧(資料4)】

〇資料3の17ページで、農林水産部の指名競争 入札の一覧表の80番の工事を9月19日に入札 して落札した業者と、資料4の9番に載っている 9月18日から10月1日まで指名停止がされて いた業者の会社名が同じだが、同じ業者なのか。

〇関連してもうひとつ伺いたい。以前も質問したが、この指名停止2週間というのが、どのくらいの打撃になるのかというのが気になっている。この指名停止期間中に行われた入札には参加できないが、入札の日程はどのような段取りできまっているのか。

〇その業者名は同名で複数存在している。指名停止の業者は宇土市であり、資料17ページの農林 水産部を受注している業者は天草市に存在する別 業者である。

〇入札の手続きは大きく分けて一般競争入札と指名競争入札がある。指名競争入札の場合は、だいたい指名を行ってから入札まで間が15日くらいとる。その期間1日でも指名停止期間にかかれば競争に参加できない。一般競争入札の場合は、長いものだと公告から落札決定まで1月半かかる。その間の競争参加資格申請の締め切りの日から落

意 見 ・ 質 問	回答
	札決定する日まで、1日でもかかれば参加できないことになる。
〇公告している間が、指名停止にかかっていると 入札に参加できないのか。	Oそのとおり。
〇事案が発生して指名停止が決まるまでに時間が かかるが、その前には入札に参加可能なのか。	〇可能である。指名停止は指名停止委員会で決定 するためある程度時間が必要。一方で、公告の日 は指名停止にはなっていないが、途中で指名停止 になると入札に参加できない。
〇その前に手続きまで終わってしまうと入札は可能ということか。	〇そのとおり。どうしてもタイミングの問題があ る。
3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について(資料5)】 〇抽出担当 柿本委員長から説明	
【審議対象工事(資料 6)】 《随意契約》 (1)県民総合運動公園陸上競技場RWC関連 (サブ映像装置)工事[技術提案・交渉方式 (設計・施工一括タイプ)] ○どのような協議を行うのか。	〇優先交渉権者が決定した段階で、そのメーカー 製品がどの程度の仕様・価格のものかということ、
	それと県が要求する仕様との整合性が取れているかということを協議し、協議した結果の仕様に基づいて見積書を事前に徴取し、それに基づいて予定価格を算定する。予定価格の算定にあたっては使用する歩掛、設計単価等は県の積算基準を基本としているので、見積書と若干の差異はある。
〇提案時点では両者とも金額の提示はない状況な のか。	〇最初の技術提案書の段階では金額の提示があった。資料の7ページの随意契約公告の中の(6)に参考価格を示している。それに基づいて概ねそれに近い価格の見積もりが1度提出されている。参考価格は2億6千万円。
〇予定価格は2億3千万円となっているが。	〇仕様等を確定した結果の金額である。
〇ほとんど予定価格はこの場合だと100%に近い価格になるのか。	〇相手方に県の積算基準も提示しているので、出 てくる価格は大きな差異はないことになる。

意 見・質問

回答

〇このような場合に予定価格を設定して入札させて落札率が99.7%ということを議論する意味はあるのか。

普通これくらいになるということか。

〇ラグビーワールドカップ開催に際して今年度完了が必要だと説明があった。大会が決まったのはもっと前だったような記憶もある。後ろが決まっているのは分かるが前倒しにすることは出来なかったのか。

〇ワールドカップは、開催したいと手を上げた時点で映像装置が2面必要というのは分かっていたのでは。営繕課としては一定の段取りが出来たのがもうこの時期だったということだと思うが。

≪指名競争入札≫

- (2) 八代北部流域下水道(防災・安全)マンホール改築工事
- (3)益城矢部線28年発生橋梁災害復旧(第二 畑中橋3674)工事

〇益城矢部線の工事は1回目1者入札で、2回目は2者入札になったということだが、その時の1 者入札の方は落札された方と同じなのか。

〇同じ益城矢部線の工事で、指名業者を選定した時には、最初122者あって、その中から選んだということだが、指名調書の各社の住所を見ると、県内は1者だけで、他は全部福岡の会社である。

この工事の内容は、県内の事業者にとっては、 技術的に難しいのか、あまりやらないのかその辺 があるのかと思ったが、122ということは、も ともとは県内の事業者も選定される範囲には結構 入っているのかどうか。

〇鋼構造物の工事だと県外の方が多くて県内は少なくなるたぐいの工事ということか。

〇ならざるを得ない。このタイプの入札方法で落 札率を議論するのは適さないかもしれない。

〇営繕課が事業を主導しているわけではなく、あくまでも国際スポーツ事務局の方で事業スケジュールを決めている。また、スタジアムの仕様についても大会組織委員会と再確認をしたうえで内容等を決めていっている関係もあり、我々が依頼を受けた時点でこの時期になったということである。

○1回目の入札の応札者と最終的な契約者とは違う。

〇今回の資料6の17ページを見ていただきたい。鋼構造物工事の有資格者で県に指名願いを提出されている122の業者が対象となり、当然県内の業者もいる。ただ、非常に専門性が高く、高度な技術を要するということで、施工が可能な県外の専門業者が多く指名されているという状況である。

〇鋼構造とは鉄骨を立てたりする工事で、これは 橋梁工事で非常に難しい工事で県内では今回の指 名に入っている企業くらいしかできないと考えて いる。他は福岡となっているが、ほとんど支店で 本社は東京の方になると思う。このような専門性

問 意 見 皙

の高い工事は同様の指名の考え方が多いと思う。

○初歩的な質問だが、辞退と棄権との違いはなに か。

〇辞退とは、辞退という届けを正式に提出された 場合で、棄権とは何の届け出もせず入札に参加さ れなかったことである。

○棄権された方は今後指名されるときに不利にな ることはあるのか。

○原則的に辞退は自由とされていてペナルティは ないが、あまり続くと受注意欲がないと判断して 指名を一時控えるということはある。ただ、純粋 にペナルティというものはない。

○棄権の場合はどうなのか。

○棄権も同様に扱っている。

〇辞退も棄権も指名回数のカウントは同じなの か。

〇同じである。

〇八代北部流域のマンホールの改築工事の方で1 0 者全てが参加された割には結構高い落札率にな っているというのは、標準的な工事になるとあま りバラツキがなくなってくるのか。

○積算根拠となる単価が事前公表されており、今 回使用する資材、マンホールの耐震関係の工事と いうことで汎用品ではない受注生産されたものを 使用するということで、そういったところで各者 が見積もりを行った結果だと考えている。

○こちらの場合だと工種的に地元の業者が多くな | ○そのとおり。 るような工事ということか。

≪条件付一般競争入札≫

- (4) 菊池管内水源森林再生対策事業火山地域第
- (5) 県営八島団地7-7号棟他外壁改修工事 他合併

○参加業者の資格の中で、営業所の場所が条件に ある。今日だけでも、地元と周辺自治体に営業所 がある場合と、県内にある場合と、九州内にある 場合とが出てきた。これは、要綱なにかで決まっ ているのか。それともその都度総合的に考えて決 めているのか。

〇ルールは要領と通知で決めている。業種が沢山 あるが、基本的には、土木一式についてはランク 分けをしており、A 1 等級については、原則とし て熊本県内一円としている。

概ねA1対象業者が60者ほどいる。A2以下に ついては、それぞれの地域振興局管内というルー ルにしている。そこで20者以上を確保すること を原則としている。それから、その他の業種につ いては、だいたいおおむね県内一円で条件をつけ る場合が多い。それと先ほどの橋梁の補修があっ たが、県内だけでは業者の数が確保できない場合 は、県外まで広げるということにしている。

音			啠	問
思	兀	-	貝	101

答

〇それも要領や通知に書いてあるのか。

○最初に説明があった菊池管内水源森林再生のエ│○そうである。図面集の6ページを見ていただく 事。これは結構落札率が高かったが、2者とも高 かった。これは工事的には標準的なやり方になる のか。

○積算したときの金額にあまりブレが出てこない「○そのとおり。 ということか。

○逆に建築のほうの工事は結構低くいが、これは 施工業者によって変わるのか。

○書いてある。

と分かると思う。ダムをつくるが、コンクリート の流し込みが主になっており、工法的には非常に 簡単なものである。そのため、積算を適正にやっ ていけばかなり落札率は高くなると考える。

〇災害から2年目に入ったということで、一部の 建築業者では、災害復旧工事が一段落したという ことで、入札参加の意欲が高まってきていると考 えている。

当該落札者については当該団地での改修実績が あるため、入札価格で対応可能と判断したものと 思われる。工事の内容につては、住宅の場合には 住居人がいるので住居内の改善は手続きが大変だ が、この工事は外壁の改修になるので比較的施工 しやすく、金額的にはこの価格で可能という判断 になったのではないか。

5 次回の入札監視委員会について

【次回の熊本県入札監視委員会について(資料 8)]

- 〇次回の審議案件抽出当番は天本委員。
- 〇開催日は、事務局との事前調整の結果、3月5
- 日火曜日の午後である。日程の確保をお願いする。
- 〇以上で本日の審議事項はすべて終了した。